

令和元年第4回 経済建設委員会会議録

令和元年9月6日

第2委員会室

開 会：午前9時58分

委 員 長 千藤 安雄

副委員長 柘植 孝彦

2番委員 近藤 純二、3番委員 鵜飼 伸幸、4番委員 町野 道明、5番委員 堀 誠

委員長 ; 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、全員お揃いですので、ただ今から令和元年第4回経済建設委員会を開会いたします。なお、本日の会議に他の公務のため、教育長大畑雅幸君、他の用務のため、後藤議長から欠席する旨、届け出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、去る8月28日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いします。それでは、はじめに市長さんに挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さま、おはようございます。本日は第4回となります経済建設委員会ということで、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。少し近況の報告だけ申し上げます。まずは、先週の日曜日にございました防災訓練ですけども、恵那市全体での参集率は47.2%ということで、前年対比で3.3ポイントのアップでございまして、おそらく過去最高となっております。また、世帯としての参加率は59.5%で、こちらは若干前年よりも落ちているという現状でございます。それから、6月の半ばからスタートいたしました地域懇談会、それぞれの地域で皆様方にもご参加いただきまして大変ありがとうございました。先週8月30日をもって全て13地域終えることができました。ご協力に感謝申し上げます。それぞれの地域から出た提案、質問がですね、全部で48件ということでございます。こうしたものの一つでも来年度の予算を含めて反映していきたいというふうに思っておりますし、議員の先生方それぞれの地域でのお話もあろうかと思います。こうしたお話もまたそれぞれの担当の方に寄せていただけたらなということを改めてお願い申し上げまして冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございました。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員

長の許可を得て必ずマイクのランプが点灯していること、口元にあることを確認してから、お願いいたします。

委員長 ; それでは「議第 5 6 号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。はい、1 番委員。

1 番委員 ; 今回、条例改正につきましては説明を受けておりますので、条例本体のことについて少しお伺いしたいと思います。この条例が制定された以後、60 日の猶予期間があった訳ですけども、それ以後同意申請が何件あって、同意が何件出されたかということをお聞きします。

委員長 ; はい、都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 少し質問の内容とちょっと変わるかも知れませんが、今の太陽光の状況をここで報告させていただきます。30 年度末の申請件数、まあ本申請にあたりますけど、100 件受けております。全体面積で 126.6 ヘクタールということになっております。31 年度の 8 月までの件数につきましては、9 件が本申請に出しております。それの中で同意については、事前届けがまず出ますので、それについては確実に通知をさせていただいて、修正する点をそこで指示しております。それで、同意の件数については、今何件同意をしておるのかというのは申請中もございまして、今この場で把握が出来ておりません。申し訳ございません。

委員長 ; 他にありませんか。はい、1 番委員。

1 番委員 ; もう一つですけど、私の近い地域でもかなり大規模なものが林地開発まで下りて、あと市が同意を出せば着工が出来るという状況になった地域もございます。で、地元のほうの意見としては、まあ、市が最後の抛り所だから頼むよ。というような意見が出とるんですが、この条例の中の協定ですね、市長と事業者が結ぶ協定ですけども、その中身に関しては、例えば当該の、これも色々地域だとか、近隣住民だとか定義が広くあるんですが、そこら辺の意見は加味されるものなのか、若しくは何処まで協定の中に取り込んでいただけるのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

委員長 ; はい、都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 協定の内容につきましては、太陽光条例を設置するにあたり技術的な内容がその協定の中に書かれております。それでいま委員の方からと言われておりますけども、どうしても太陽光の関係で地元ともめている箇所もございます。それで、同意を得

る上では、条例の中でもうたっておりますけども、地域との良好な関係を築いてくださいと、いう事になっておりまして、ただ、地元の方ではどうしても反対、反対と、一途に反対される自治会もありますけども、そこは事業者としっかり、やはり地元も話を聞いてくださいと、いう中で、上手く太陽光の事業が進めるように指導はさせていただいております。それで、指導・協定だけではなくて、地元の方をお願いしておるのは、やはり地元と業者との協定もしっかり結んでいただいて、心配する事に対しての今後の対応は地元との協定の中で解決して、事業がいいふうに導くようお願いをしておりますので、市の協定については主に技術的な内容を示させていただいております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。はい、2番委員。

2番委員 ; だいたい今聞いてもらったんですけども、過去恵那市では無届けみたいなそういう業者は何件ぐらいあったのか、こういう業者の指導とか罰則みたいなもんちゃあどのような対応をしてきたのかお答えください。

委員長 ; はい、都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 無届けの件数については、現在把握をしておりますけど、近年ですと、三郷町の方で、無届けの事案がございました。それで、地元の方からも、あそこ木切つとるけど大丈夫かということで、市で現地を確認させていただいたところ、無届けでやっているという事で、そこについては、業者の方に現地又は電話で、届出をしっかりとやるようにと指導をしております。ただ、罰則についてはなかなかこの条例の中ではうたわれておりませんので、罰則という行為はありません。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 今それを質問しようと思っておったけども、違法開発やもんでその開発に対する縛りは絶対付けなあかんと思うんです。で、地元も反対しとる。地元へ立会いに来て地元の人では出来ないよというような話をしとる中で、あんだけの伐採をしちゃったと。本当に違法開発を、これをブラック企業と呼ばな何と呼ぶと業者にも僕そう言ったんですけど、そういう要綱にするとこは、やっぱり縛らないかんと思うんですよ、市が、県にもこういう開発をしちゃつとるけど、うたってそれを経済産業省へも全部そういうのを公開していかなあかんと思うんですけど、今度の申請によっては、FIT法を申請をする前に地元も申請の内容を知ることができるというふうになる訳ですよ、けど、前の段階のただ無届けで申請を出しとらんやつに対しては、そのFIT法も出とらん訳やもんですから、それもきっちりさせなあかんと思うんです。今の状況は、今後どういう風な状況になっていくのか、そうい

うものに対して、完全に押さえ込めればいいんですけど、そういうのを野放しにして、はい、どうぞ、申請が出ましたOKです。っていけば、地元は絶対に反発するに決まってる訳です。いまの様な市役所の、仲ようきちっと話し合ってくださいにはならないと思うんで、その辺どうお考えか、これからの申請について。

委員長 ; はい、都市住宅課長。

都市住宅課長 ; この問題につきましては、中部経済産業省にも法で、やはり市は条例ですので、どうしても上位法がございますので、なかなか条例で事業をやるなど、いう事はなかなか決められないですから、中部経済産業省にも何回かお会いして、そういった事は出来ないですかという事をお願いしておる訳なんですけど、やはり、国のほうでも中々それは難しいねっていうようなご意見をいただいております。なんとか市としましては、無届けだけは無くそうという方向の中で今回条例改正をさせていただいております。担当としまして、委員の仰ることは大変痛感しておるところですけども、なんとか良い方向に今後も進められるような事は考えて行きたいと思っております。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 今回の条例の一部改正によって、地元へより早くその同意が取れる、同意を取ってからのFIT法の申請になれば、だいぶ違ってくると思うんで、やっぱりその辺は公開してもらえそうな措置をとってもらいたいと思います。今後ね。お願いします。

委員長 ; よろしいですか、他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 今、無届けのですね、把握がちょっとされていないということですので、無届けのチェックをする必要でないかと思うんですけど、例えばこういった太陽光の施設は償却資産税の対象になってく施設だと思うんですね。そういう事を踏まえると、航空写真かなんかでチェックされて税金をかける場合もあるので、こういった物でもすね、対象としてチェックかけることが出来るものなのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 ; はい、都市住宅課長。

都市住宅課長 ; なかなか無届けを全てチェックするというのは、難しいのかなと思っております、やはり一番無届けチェック出来るのは、地域の住民の方が一番かなと思っております。その中でしか動いてないのが正直なところですけども、あと唯一考えられるのが、航空写真ですとなかなかデータが古いという事もありますので、あと定期的なパトロールとかそういった事でも無届けをチェックするような手立てしか今はござ

いません。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; その無届け本当に分かりません。僕もその切っちゃってからでないとやっぱり山の中でやられると一切分からないのが現状なんです。で、やっぱり地域の人に、こういう開発、何か起こつとるけどなんやありますちゅう事を、振興事務所なり自治会長なり、そういうとこへお話くださいちゅう事を、今しきりに三郷では僕訴えております。皆さんに。そういう事もやっぱり広報なり、そういう物があるんで、やっぱり住民の人にもそういう開発が太陽光だけではないと思うんです色々な開発があるんで、そういうのを何かこういう事が起こつたら、振興事務所なり自治会長なり区長さんに、何をやりようらっせるちゅうのを言って貰えると有り難いですねちゅうような話をこないだうちしとるんですけど、市民もそういう目で見てもらえると有り難いんで、広報なんかでそういうのを訴えていただけると有り難いと思います。

委員長 ; 要望でいいですね。はい、建設部次長。

建設部次長 ; 申し訳ありません。先ほどですが、今回の条例で同意を得てからF I T法の申請という事ではないですので、あくまでも事前届けを先にしてですので、同意まではかなり時間がかかりますので、事前届けを出してから、F I T法の申請をしてくださいと言う事ですので、よろしくお願いします。

委員長 ; はい、1番委員。

3番委員 ; 要望になってしまうかもしれませんが、地元と事業者が協定についての協議をしてくださいというお話は良く分かるんですが、地元の方は知識も無いお金も無い、かたや業者はそれが同意出来て、着工出来てお金になる。全然それは立場が違うんですよね。出来る限りその部分については、行政で出来る範囲は支援してあげてほしいというふうに思います。よろしくお願いします。

委員長 ; はい、都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 今おっしゃられた内容については、協定内容に一応担当のほうで確認をさせていただいておりまして、あまりにも過度な要求であったり、これは出来ないだろうというような内容については確認をさせていただいて、それで細かい地元との協定については市はあまりタッチはしておりません。そこは、地元と業者という事ですので、その点についてはあまり対応をしておりませんが、あと技術的な内容とか全般については確認をさせていただいております。

委員長 ; はい、他にありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 6 号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について」
は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 7 号 恵那市水道事業給水条例の一部改正について」を議題とい
たします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 7 号 恵那市水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり
可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 0 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とい
たします。本件に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 0 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、原案のとおり
可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 0 号」は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 1 号 東濃農業共済事務組合同規約の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 1 号 東濃農業共済事務組合同規約の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 1 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 2 号 東濃農業共済事務組合の解散について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; 岐阜県統一という事なんですけど、この間も少し聞いたんですが、職員ですが、東濃農済の職員、そして市から出向しとる職員が恵那市で 2 名、中津川市で 2 名、瑞浪市が 1 名やったかな、その職員は今後どういう風な格好になるのか、それと、東濃農済に対して市から負担金が出とったと思うんです。そういうのは今後、岐阜へ出すものなのか、その辺を少し伺いたい。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; 一つ目の派遣職員でございます。現在は恵那市からは 2 名派遣をしております。中津川市、瑞浪市、土岐市含めて現在市からの派遣職員 7 名おります。これは段階的に終了してまいりまして、恵那市におきますと今年 2 名、来年も 2 名でございますが、最終的には令和 4 年度でもって恵那市は終了して、今後の新規の派遣職員は実施をしないという事で、東濃農済につきましては令和 4 年度をもちまして、市からの派遣職員は終了するという事になっております。もう一つ、負担金でございます。市から現在、東濃農済へ負担金を支払っておりますが、新組合が発足しまして、県内一組織になった時には市からの負担金は一切必要無いという事を聞いております。国からの交付金等で全て賄うという事になっており、市からの負担金は発生しないと現在お聞きしております、その方向で進んでいくかと思っております。以上で

ございます。

委員長 ; はい、3 番員。

3 番委員 ; そうすると、いま共済の職員はそのままスライドしてみえると思うけど、すると、令和 4 年にはどの市も引いちゃうという事ですよね。そうなった時に、いま共済の件数とか、地理的なものから色々あって、ほんとに分担金もゼロになっちゃって、農家の方々のサポートは少数で出来るのかなという心配はあるんですけど、その辺は、農済の職員が増えるという風にはきつとなっていかなと思うんで、その辺ちょっとお聞きしたい。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; 市職員につきましては、順次撤退していく動きの中で、まさに共済のプロパー職員のみで構成されることとなります。県内で合併いたしますので、その職員の配置も含めて今後対応をしていくとお聞きしておりまして、東濃地域を管轄する部分につきましてもですね、不足分については他地域からの配置換えであったりとか、そういった事での対応となるかと思っております。最終的にはプロパー職員のための組織として実施をしていく事になると思っております。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 2 号 東濃農業共済事務組合の解散について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 3 号 東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 3 号 東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 3 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 4 号 恵那市農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 4 号 恵那市農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 4 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 5 号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。はい、5 番委員。

5 番委員 ; 予算資料 9 ページですけども、道路橋りょう維持管理事業費の中で、通学路の交差点の安全施設設置工事費の補正の 620 万円についてお伺いしたいんですけども、当初 5 月にですねチェックして危険箇所 3 カ所はもう完了していただきましたけども、今回この 620 万円というのはですね、その当時の対策が必要な 66 カ所の内の何箇所をやろうとしておるのかというのと、残りの例えば 66 カ所が出来なければ、残りの方向性をお伺いします。

委員長 ; はい、建設課長。

建設課長 ; この度の 620 万円の補正でございますが、まず一点目、委託の 220 万円におきましては、先般、またご報告をさせていただきますが、倒木によって、車に直接当たっ

た被害がございました。その事を受けまして、今回重要路線、いわゆるその融雪剤散布路線を重点的に点検をした結果でございますが、全体としまして 250 カ所ございました。その今回補正をお願いして、立って危ない木を除去したいというのが、委託費の 220 万円でございます。あと、工事費でございますが、先般ご報告させていただきました危険箇所という事でございます。市道といたしましては、10 カ所の危険箇所という事で、これは通学路であったり散歩コースであったりということで、既に既決予算で 3 カ所は対処をさせていただきました。残りの 7 カ所につきまして、今回補正をお願いして今後対処していきたいということの提案でございます。よろしくをお願いします。

委員長 ; はい、5 番委員。

5 番委員 ; 66 カ所は多分、国道、県道、市道を含めての 66 カ所でいいかちゅう確認と、7 カ所ですので、あと市道としてはどのぐらい残るのかという事をお伺いします。

委員長 ; はい、建設課長。

建設課長 ; 66 カ所につきましては、県が 54 カ所、国が 2 カ所という事で、既に国、県につきましては情報共有しながらですね対処出来る事についてはお願いしておるところでございますが、そのうち市は 10 カ所という事で、全てこれで今回の補正でもって対応したいと思っております。

委員長 ; はい、他に。2 番委員。

2 番委員 ; 9 ページをお願いします。土木費の主要市道整備事業費の中で、公有財産購入費マイナス 1,100 万円程ありますが、この内容を教えてください。

委員長 ; はい、建設課長。

建設課長 ; この補正で 1,100 万円減額をという事でございますが、当初でいきますと、武並町の 182 号線、今回瑞浪恵那道路の関係で国土交通省さんが作業用道路として丁度、瑞浪境でございますが、テクノパークから今回の計画の瑞浪恵那道路の方へ延びる道路を工事用道路として使われるという事で、その用地費を当初見込んでおりました。面積は 4,000 平米ということで見込んでおりましたが、今年度になりまして、道路に必要な用地を測ったところ、面積が確定いたしましたので、その後用地単価を掛けまして、1,200 万円程で済むという事になりましたので減額という事になります。あと、もう一つ市道の長島町 130 号線、ちょうど N T T さんの所になるんですけど、今度 N T T さんが一部事務所を解体してみえます。その中でうちも生活道路としてあそこが必要だという事で、N T T さんの方に協議にいきましたら、同意を得られそうなので、その用地費といたしまして、1,700 万円程盛っております。

て、合計でいきますと、2,800万円と1,700万円という事で、引き算をしまして1,100万円の減額という事です。よろしくお願いします。

委員長 ; よろしいですか、はい、他にありませんか。1番委員。

1番委員 ; 説明で聞き漏らしてましたすみません。資料の8ページの6款の農業水産業費、4目農業施設管理事業費、田園空間ビジターセンターってこれ、笠置ですかね、ここは確か公共施設の再配置で廃止に当初はなっていたと思うんですけど、ここは管轄が違うかも知れませんが、それと関連があるのか無いのか、また今どんな状態なのか、ちょっと教えてください。

委員長 ; はい、農政課長。

農政課長 ; 今回の補正につきましては、県の事業でございます、通常砂防事業、寺洞川の工事がございまして、その支障物件として田園空間ビジターセンター所有の水槽タンクがございました。これを撤去するという物でございまして、補償費を頂いて撤去を行うという内容でございます。一方、田園空間ビジターセンターの施設の維持、今後の見込みにつきましてはですね、現在、地域、指定管理者の方、今後利用を見込まれている方といま協議を進めておりまして、来年度に一定程度の方向性をつけていきたいなと思っております。新たな指定管理者も含めましてですね進めていきたいという風に考えている次第です。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第65号 令和元年度恵那市一般会計補正予算(第4号)(歳入歳出所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第65号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第68号 令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 8 号 令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 9 号 令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 9 号 令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 9 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了致しました。

(マイクオフ：委員長と発言する者あり)

はい、農政課長。

農政課長 ; 先ほど答弁をさせていただいた中で、少し不明瞭な所がございましたので、発言をさせていただきます。農業共済への派遣職員、市からの派遣職員につきましては、恵那市の職員につきましては、令和 3 年度で終了しますので、全体では 4 年というのがありますが、恵那市の職員につきましては 3 年でございます。以上でございます。

委員長 ; 訂正ですね。はい、分かりました。

以上で予定の議題をすべて終了致しました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成につきましては、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし。」という者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和元年第4回経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

午前10時34分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 千 藤 安 雄